

【2つの社会保険の加入基準】

◆4分の3基準(正社員、パート、アルバイトなど呼称にかかわらず適用)
1週間の労働時間と1カ月の労働日数が、その会社の正社員の4分の3以上である
※会社規模の要件なし。※正社員の労働時間が1日8時間・1週40時間の会社の場合は、週30時間以上。

◆短時間労働者の加入基準
下記①～⑤すべてに該当する

- ①4分の3基準に基づく社会保険の加入人数が501人以上の会社に雇用されている
- ②週の所定労働時間が20時間以上
- ③賃金の月額が8万8千円以上 ※8万8千円には、通勤手当や残業手当、賞与は含まれないが、社会保険に加入したあとは、すべて保険料の対象になる。
- ④雇用期間が1年以上見込まれる
- ⑤学生ではない

※中小企業であっても、労働者の2分の1以上の同意を得て会社が申し出れば、②～⑤に該当する短時間労働者は社会保険の加入対象。
※国と地方公共団体は、規模にかかわらず対象。

【ダブルワーク(副業・兼業)の社会保険の例】

収入を合算して社会保険に加入するのは、会社などに雇用されて給与を受ける場合のみです。自営業とパート勤務のような組み合わせのダブルワークは、パート勤務の労働条件が4分の3基準または短時間労働者の加入基準を満たせば、勤め先で社会保険に加入します。

勤め先が、短時間労働者も社会保険の加入対象となる会社かどうかは……

日本年金機構のホームページの「事業所検索システム」から検索できます。
<https://www.nenkin.go.jp/jigyosho/kensaku/jigyoshokensaku.html>
「適用拡大の事業所」欄に「該当」と表示された会社は、短時間労働者の加入基準を満たすと社会保険の加入対象になります。

〈ダブルワークのパターン例〉

いずれの会社でも、週20時間・1カ月の時給の合計が約9万2千円・1年以上の雇用見込みありの条件で雇用された場合、どの会社で社会保険に加入するのか？

	従業員規模	短時間労働者の社会保険加入
A社	正社員200人	対象とならない
B社	正社員800人	対象となる
C社	正社員300人	対象となる*
D社	正社員300人	対象とならない

*労働者の2分の1の同意を得て会社が申し出を行った会社

左記4社のうち2社で
ダブルワークをすると

- パターン1** A社とB社で働く⇒B社のみで社会保険に加入
- パターン2** B社とC社で働く⇒B社とC社の両方で社会保険に加入
- パターン3** C社とD社で働く⇒C社のみで社会保険に加入
- パターン4** A社とD社で働く⇒どちらも社会保険に加入しない

〈社会保険の加入手続き〉

加入基準を満たすと、会社が社会保険の加入手続きを行います。上記のパターン2は、両方の会社が加入手続きを行います。どちらの会社で健康保険証を発行するかは本人が選択し、選択した会社経由で「健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を年金事務所(健康保険組合)へ届け出ることになっています。



ダブルワーク (副業・兼業)の 社会保険

政府が進める働き方改革に基づき、柔軟な働き方の環境整備が図られています。今回は、副業・兼業にかかわる社会保険の現在の制度を説明します。

香澄 働き方改革で、副業などの環境整備が進んでいるそうですね。私もダブルワークを考えているのですが、社会保険はどうなるのでしょうか？

先生 健康保険と厚生年金保険の話ですね。たとえば、2つの会社で雇用されて、それぞれ社会保険の加入基準を満たす場合は、2つの会社とも社会保険に加入します。

香澄 健康保険証が2枚になるのでしょうか？

先生 いいえ、健康保険証を発行してもらった会社は本人が選択します。

香澄 保険料はどうなりますか？

先生 保険料は2つの会社から支給される給与を合算して計算され、それを按分して各会社の給与から天引きされます。

香澄 複数の会社で働く場合は、すべての給与が合算されるのですか？

先生 いいえ、労働時間や労働日数等が社会保険の加入基準を満たす会社の給与だけが合算対象です。

香澄 そうすると、加入基準を満たすかどうか重要なんですね。

先生 そうです。加入基準は「4分の3基準」と「短時間労働者の加入基準」の2つがあります。

香澄 どう違うのですか？

先生 4分の3基準は「労働時間と労働日数が正社員の4分の3以上あること」、短時間労働者の加入基準は「週の労働時間が20時間以上など、5つの要件を満たすこと」です。

香澄 短時間労働者の加入基準なら2つの会社で満たす可能性がありそうですね。ダブルワークの社会保険について、もう少し知りたいです。

先生 では、ダブルワークのパターンを整理しながら説明しましょう。



横山玲子 (よこやま れいこ)
社会保険労務士
横山玲子社会保険労務士事務所
代表、ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor